

# 別府大学短期大学部学科履修規程

昭和50年4月1日 制定

第1条 別府大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第32条に基づきこの規程を定める。

（履修科目及び単位数）

第2条 卒業資格を得るためには、次の科目の単位を修得しなければならない。

学科 科目	食物栄養科	初等教育科
教養科目	12	12
専門科目	50	50
合計	62	62

第3条 前条に定める教養科目及び専門科目は、学則別表第1に定めるものとする。

（履修）

第4条 科目を履修するためには、その科目の授業（講義、演習、実験、実習、実技を含む。以下同じ。）を履修しなければならない。

第5条 科目を履修しようとする者は、学期始めに所定の履修の手続きを行わなければならない。なお、別に定める者については、受講票を担当教員に、履修登録票を教務課に提出しなければならない。

2 正当な理由がなく、所定の期間内に受講票及び履修登録票を提出しない者は、履修することができない。

3 履修手続き後の履修科目の変更、追加、取消しは、原則として認めない。

4 学則第23条の2に定める履修科目として登録することのできる単位数の上限は、次の各号のとおり取り扱うものとする。

一 前期又は後期において履修登録できる教養科目及び専門科目の単位数は、25単位までとする。

ただし、通算GPA(Grade Point Average (以下、「GPA」という。))又は前学期GPAが3.5以上の学生には、当該学期の履修上限を27単位まで緩和する。なお、通年の授業科目の単位数は、二分の一を各学期に振り分けて計算する。

二 前号の単位数には次に掲げる単位は含まない。

ア 教養科目及び専門科目以外の教育職員免許状の取得等の資格取得に係る授業科目の単位

イ 集中講義の授業科目の単位

ウ 学外実習及びインターンシップ、キャリア教育に関する授業科目の単位

エ 単位互換科目の単位

オ 学則第25条第2項、第28条、第29条、第30条及び第31条に定める認定科目の単位

三 前第一号は、学則第15条及び第15条第2項の定めにより入学した者並びに第22条の定めにより転科した者には適用しない。

（単位の修得）

第6条 科目の単位を修得するためには、その科目の授業を履修して、試験その他本学が定める適切な方法（以下、「試験等」という。）により評価を受け、合格しなければならない。

2 前項に定める評価を受け合格しなかった者及び試験等を受けなかった者は、その科目の単位を修得するためには、再履修しなければならない。ただし、再試験の受験が許可されて単位を修得する場合は、この限りではない。

（試験）

第7条 試験は学期末に期間を定めて実施するほか、臨時に行うことができる。その決定は、その科目

担当の教員が行う。

(受験資格)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受けることができない。

- 一 試験を受けようとする科目を、その学期に履修しなかった者。
- 二 試験を受けようとする科目の授業において、出席時数が総授業時数の3分の2に満たない者。
- 三 授業料その他の納付金未納の者。
- 四 受験中に学生証を所持しない者。
- 五 試験開始後、25分以上遅刻した者。

(成績の評価)

第9条 成績評価は第7条に定める試験によって行い、これには授業中における小テストなどの結果を加味することができる。

- 2 試験の他にレポート、実技、口頭試問、授業内活動の記録及び論文等の提出等、到達目標に応じた適切な方法により学修成果を評価することができる。
- 3 実習・実験または実技の方法で授業を行うものは、その科目独自の方法を以て評価を行うことができる。

第10条 学則第27条に定める学習の評価は、授業科目の試験等による成績を0点から100点の範囲において点数で評価する。

2 点数に対する評語は次の表のとおりとする。

評価基準	左に対応する評語	単位認定
90～100点	AA	合格
80～89点	A	合格
70～79点	B	合格
60～69点	C	合格
59点以下	F	不合格

3 学修達成度の判定基準は、次の表のとおりとする。

点数・評語		左に対応する学修達成度の判定基準
90～100点	AA	授業科目の内容を極めて良く理解しており、試験において特に優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
80～89点	A	授業科目の内容を良く理解しており、試験において優れた成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
70～79点	B	授業科目の内容を標準的なレベルで理解しており、試験において妥当と認められる成績（達成レベル）を示したので、合格に値する。
60～69点	C	授業科目の内容は理解でき、試験において合格と認められる最低限度の成績（達成レベル）を示したので、合格とする。
59点以下	F	試験において合格と認められる「C」に達する最低限の成績（達成レベル）を示さなかった。

4 前三項に定める成績評価のほか、点数を係数（Grade Point）で表し、取得した係数の平均値による学業評価指数（Grade Point Average）を算出することによって、総合的な学修達成度を評価する。

(不正行為)

第11条 試験中に不正行為をした者については、その試験科目の受験資格を取消す。この決定は、教授会の審査を経て行う。

(追試験)

- 第 12 条 正当な理由によって試験を受けることができなかつた者については、本人の願い出により、審査の上、1 回に限り追試験を行うことができる。
- 2 追試験願は、試験終了後所定の期間内に教務課に提出しなければならない。
  - 3 追試験願には、受験できなかつた理由を明記し、それを証明する診断書その他の証明書を添付しなければならない。

(再試験)

- 第 13 条 試験の結果、不合格となつた科目については、再試験願を提出することができる。ただし、再試験を受験できる科目は 5 科目以内とする。
- 2 再試験の成績評価は、60 点を限度とする。
  - 3 再試験を許可された者は、所定の期日までに、所定の再試験料を納入しなければならない。
  - 4 一旦納入した再試験料は返還しない。

(その他)

- 第 14 条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
3. この規程は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条は昭和 60 年度入学生から適用する。
4. この規程は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条は昭和 61 年度入学生から適用する。
5. この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条は平成 2 年度入学生から適用する。
6. この規程は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
7. この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項は、平成 4 年度入学生から適用する。
8. この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項は、平成 5 年度入学生から適用する。
9. この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項は、平成 6 年度入学生から適用する。
10. この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項は、平成 7 年度入学生から適用する。
11. この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項は、平成 12 年度入学生から適用する。
12. この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項は、平成 13 年度入学生から適用する。
13. この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 4 項は、平成 15 年 4 月 1 日に在籍している学生から適用する。
14. この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
15. この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行し、第 10 条の規定は平成 19 年度入学者から適用する。  
ただし、平成 19 年 3 月 31 日に在籍する者の評語は、「優・良・可・不可」をそれぞれ「A・B・C・F」の評語に置き換えるものとする。
16. この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
17. この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
18. この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日に在籍する学生から適用する。
19. この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
20. この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
21. この規程は、平成 30 年 9 月 12 日から施行し、平成 30 年 9 月 12 日に在籍する学生から適用する。
22. この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条は、令和 2 年度入学生から適用する。

23. この規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第5条は、令和5年度入学生から適用する。
24. この規程は、令和8年4月1日から施行する。